

海上保安部長公示第 07－01 号

港則法第 39 条第 1 項及び第 45 条の規定により、湯浅広港において、次のとおり航泊を禁止するので、第 39 条第 2 項の規定により、公示する。

令和 7 年 9 月 9 日

和歌山海上保安部長



湯浅広港における花火大会の実施に伴う航泊の禁止について

湯浅広港において、「第 49 回湯浅まつり花火大会」が行われるため、下記により船舶の航泊を禁止する。

ただし、当該行事に従事する船舶及び港長が許可した船舶を除く。

なお、雨天等により海上花火大会が中止された場合には本制限は実施しない。

記

1 期 間

令和 7 年 9 月 27 日（土）19：00～21：30

〔予備日：令和 7 年 9 月 28 日（日）、10 月 4 日（土）の同時間〕

2 区 域

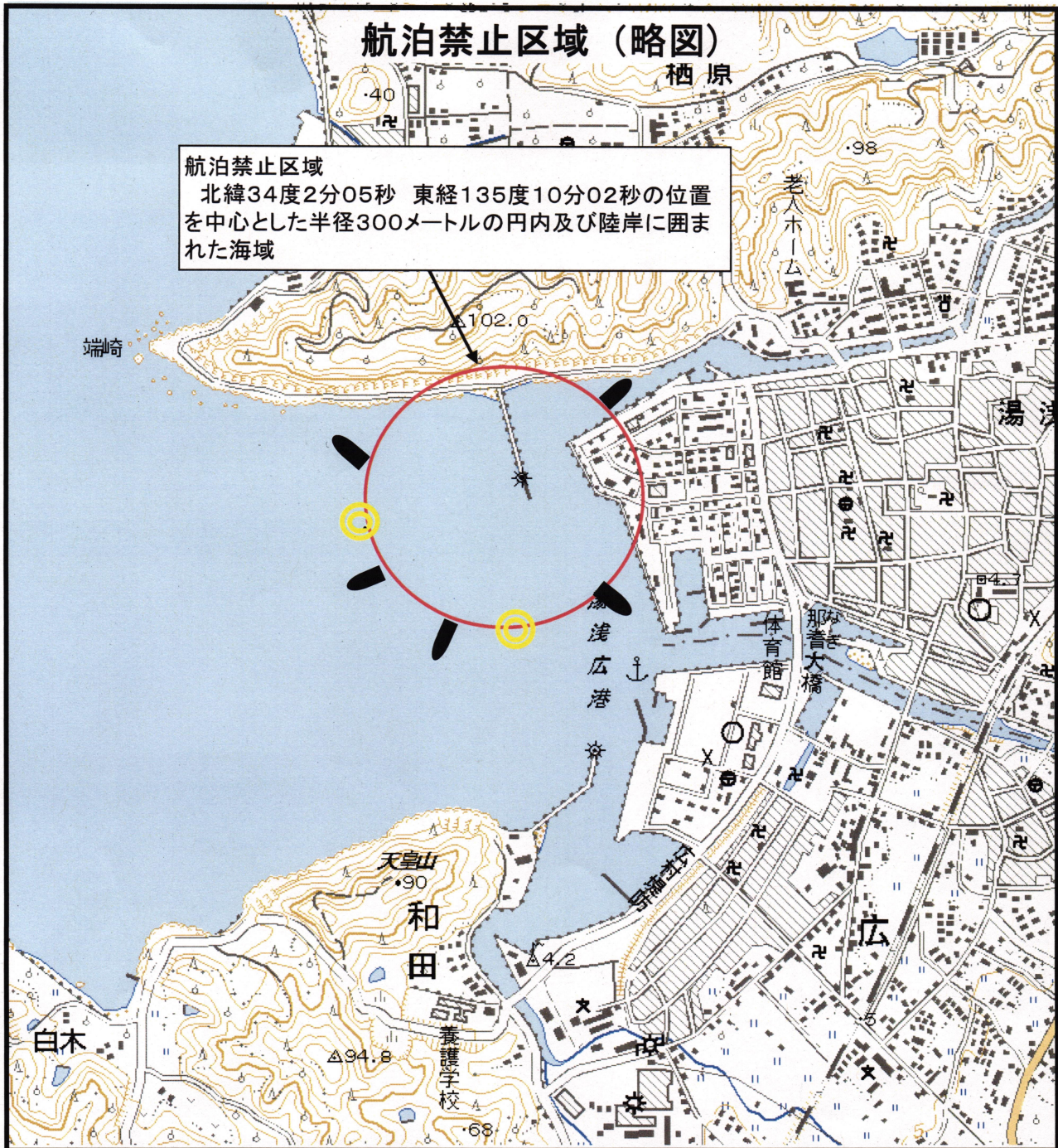
北緯 34 度 2 分 05 秒、東経 135 度 10 分 02 秒の位置を中心とした半径 300 メートルの円内及び陸岸に囲まれた海域
（航泊禁止区域（略図）参照）

3 標識等

- （1）航泊禁止区域を明示するため、航泊禁止区域（略図）のとおり、灯浮標（単閃黄光、毎 4 秒 1 閃光、光達距離 4 k m）2 基が設置される。
- （2）航泊禁止区域付近には警戒船 5 隻が配備される。

栖 涼

北緯34度2分05秒 東経135度10分02秒の位置
を中心とした半径300メートルの円内及び陸岸に囲ま
れた海域



警戒船

 灯浮標(単閃黄光、毎4秒1閃光、光達距離約4km)

